山陽小野田市認知症カフェ事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、認知症の人及びその家族、地域住民、専門職等の誰もが参加でき、集うことができる場所(以下「認知症カフェ」という。)を提供することにより、認知症になっても住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指し、認知症の人の家族の介護負担の軽減を図り、認知症の人とその家族に優しいまちづくりを推進することを目的とする。

(事業内容)

- 第2条 市長は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業(以下「カフェ事業」という。)を実施する。
 - (1) 認知症カフェの提供
 - (2) 認知症についての相談、情報提供等
 - (3) 認知症の正しい理解についての普及啓発
 - (4) 認知症カフェの積極的な周知
 - (5) その他市長が必要と認める活動

(実施主体)

- 第3条 カフェ事業の実施主体は、山陽小野田市とする。ただし、市長は、次に掲げる要件のいずれにも該当する団体にカフェ事業を委託することができる。
 - (1) 市内に所在していること。
 - (2) 認知症に関する知識を有しており、認知症の人及びその家族に対して適切な対応ができること。
 - (3) 宗教活動又は政治活動を主たる活動とした団体でないこと。
 - (4) 山陽小野田市暴力団排除条例(平成23年山陽小野田市条例第18号)第2条 に規定する暴力団又は暴力団員の統制下にある団体でないこと。
 - (5) 適切な事業運営が確保されると認められること。
 - (6) 市税等を滞納していないこと。

(実施場所)

第4条 カフェ事業は、カフェ事業実施に必要なスペース及び認知症カフェを利用する者(以下「利用者」という。)のプライバシー等に配慮した環境を有する施設において実施するものとする。

(利用料金)

第5条 カフェ事業の利用に係る料金は、無料とする。ただし、食糧費その他の実費 については利用者の負担とすることができる。

(受託者の公募)

- 第6条 カフェ事業の受託者(以下「受託者」という。)の募集は、公募により行う。 (公募の手続)
- 第7条 カフェ事業の受託を希望する団体は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。
 - (1) 山陽小野田市認知症カフェ事業受託申請書 (様式第1号)
 - (2) 山陽小野田市認知症カフェ事業実施計画書(様式第2号)
 - (3) 収支計画書
 - (4) 団体の概要及び活動内容がわかる書類
 - (5) その他市長が必要と認める書類

(受託者の選考)

- 第8条 市長は、受託者を選考するため、山陽小野田市認知症カフェ運営委託事業者 選考委員会(以下「委員会」という。)を設置する。
- 2 委員会の委員は、山陽小野田市社会福祉協議会会長、山陽小野田市高齢者保健福 祉推進会議会長、福祉部長、福祉部次長及び福祉部高齢福祉課長をもって充てる。
- 3 委員会の委員長は、福祉部長をもって充てる。
- 4 受託者の選考は、委員の審査をもって行う。
- 5 委員会の事務局は、福祉部高齢福祉課に置く。

(結果通知)

第9条 市長は、委員会において選考した結果をカフェ事業の受託を希望する団体に 対し通知するものとする。

(留意事項)

- 第10条 受託者は、カフェ事業を実施するに当たっては、次に掲げる留意事項を遵 守しなければならない。
 - (1) 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の規定等を踏まえ、 利用者及びその家族の個人情報やプライバシーの保護に留意し、正当な理由なく その業務に関して知り得た情報を漏えいしてはならない。
 - (2) 茶菓等を利用者に提供する際には衛生管理に留意すること。
 - (3) 地域包括支援センター、介護サービス事業所及び地域住民等の地域の関係者と連携を図り、地域に開かれた場となるよう努めること。

- (4) カフェ事業に係る経理と他の事業に係る経理を明確に区別すること。 (実績報告等)
- 第11条 受託者は、カフェ事業完了後速やかに次に掲げる書類を市長に提出し、事業報告をしなければならない。
 - (1) 山陽小野田市認知症カフェ運営事業完了報告書(様式第3号)
 - (2) 収支報告書
 - (3) 実施事業の詳細がわかる資料 (実施事業の写真、チラシ等)
 - (4) その他市長が必要と認める書類

(賠償の免責)

第12条 カフェ事業の運営に関して生じた事故による損害については、特別な理由 がある場合を除くほか、市は賠償の責を負わない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほかカフェ事業の実施に関して必要な事項は、市 長が別に定める。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

様式第1号(第7条関係)

山陽小野田市認知症カフェ事業受託申請書(新規・継続)

年 月 日

山陽小野田市長 宛

 住 所

 団体名

 代表者

山陽小野田市認知症カフェ事業実施要綱に基づき、山陽小野田市認知症カフェ事業を実施したいので申し込みます。

記

団体の業種・ 業務内容	
担 当 者 氏 名	
電話	
F A X	
メールアドレス	

【添付資料】

- (1) 山陽小野田市認知症カフェ事業実施計画書(様式第2号)
- (2) 収支計画書
- (3) 団体の概要及び活動内容がわかる書類

様式第2号(第7条関係)

山陽小野田市認知症カフェ事業実施計画書(新規・継続)

年 月 日

山陽小野田市長 宛

(申請者)所在地団体名代表者名

事業内容		
主たる事業実施場所	名称()
	住所()
実施頻度及び実施時間		
 担当者及び連絡先	担当者氏名(
15日日及い理附元	担当有氏名()
		<i>)</i>
添付資料	□収支計画書	
	□団体の概要及び活動内容がわかる書類	
	□その他()
その他		

様式第3号(第11条関係)

山陽小野田市認知症カフェ運営事業完了報告書(新規・継続)

年 月 日

山陽小野田市長 宛

(申請者) 所在地団体名代表者名

事業内容		
主たる事業実施場所	名称 (住所 ()
担当者及び連絡先	担当者氏名(連絡先()
添付資料	□収支報告書 □その他(□実施事業の詳細がわかる資料)
その他		